

令和 6 年度

山梨県内部統制評価報告書

令和6年度 山梨県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定により、「山梨県内部統制に関する方針」に基づく内部統制体制の整備及び運用状況について、次のとおり評価を実施しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「山梨県内部統制に関する方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき、令和2年度から「財務に関する事務」に係る内部統制体制の整備及び運用を行ってきました。

内部統制体制の整備については、「内部統制推進会議設置運営要綱」に基づき、各部局次長等で構成する内部統制推進会議において、内部統制に係る知事の意識を共有するとともに、全庁的な取組を推進しました。

また、各部局内に部局次長、所属長で構成する内部統制推進部会において、部局内での情報共有や取組の推進に努めました。

内部統制の運用については、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁的な内部統制の有効性評価を行うとともに、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、当該リスクを防止するための規定の整備、日常業務を通じたリスク対応策の運用状況等を評価しました。

2 評価手続

令和6年度を評価期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドライン「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

具体的には、様式1「全庁的な内部統制評価シート」により、国が示す内部統制に係る評価項目に基づき、全庁共通となる内部統制の有効性を評価しました。

また、各所属においては、「リスク評価シート」に基づき、業務レベルにおけるリスク内容の識別、リスク対応策の策定、実際の運用状況、発生した不備の内容や改善状況等の評価を行いました。

3 評価結果

財務に関する事務に係る全庁的な内部統制については、規定の不備はなく、有効に運用されていると評価しました。

各所属の業務レベルにおける内部統制についても、概ね有効に整備・運用されたと評価しますが、「4 重大な不備の是正に関する事項」に記載の事案については、重大な不備があるものと評価いたします。

なお、当該不備については、既に再発防止策を講じており、関係所属が連携の下、適正な事務の執行に取り組んでおります。

<各所属の業務レベルにおける内部統制の結果>

リスク対応策数	2, 607件
発生した不備	79件
うち重大な不備	1件

4 重大な不備の是正に関する事項

・国交付金に係る不適切事務処理事案

農業技術課（以下「執行所属」という。）において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の執行にあたり、令和3年度6月補正で予算化した複数年度にわたる事業において、令和4年3月に契約し、同年4月に1年目の年割額全額（880万円）を前金払で支出し、出来高確認を行わなかったことに対し、令和6年5月の会計検査院の検査において指摘があり、出来高との差額（550万円）を国へ返還することとなり、県の一般財源への負担が増加する事案が発生しました。

本事案については、国交付金を歳入とすることができなかったことによって県の財政的負担が生じたことに加え、県の事務執行に対する県民の信頼を失墜させたこと等の状況に鑑み、重大な不備事案と評価します。

当該事案の発生原因が執行所属において、当該事業の進捗確認が徹底されないまま令和4年3月に契約し、前金払で支出後に出来高確認を行わなかったためであることを踏まえ、その是正措置として、国交付金事業及び補助事業について十分理解した上で、契約発注について計画的な執行管理を行うとともに、複数年にわたる契約の際に前金払を行う場合又は行った場合には、出来高確認を徹底し、必要な措置（契約書等に明記等）を行うなど再発防止のため注意喚起いたしました。

令和7年8月12日 山梨県知事 長崎 幸太郎